

犯罪被害財産支給手続終了決定公告

令和 7 年10月 6 日

東京地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第21条第 1 項第 4 号の規定により犯罪被害財産支給手続を終了することとしたので公告する。

記

- 1 犯罪被害財産支給手続番号 東京地方検察庁 令和 7 年第 3 号及び令和 7 年第10号
- 2 犯罪被害財産支給手続終了決定の年月日 令和 7 年10月 6 日
- 3 終了決定をした理由 被害回復給付金の支給申請がないため。
- 4 この公告に関する問合せ先
〒100-8903 東京都千代田区霞が関 1 丁目 1 番 1 号
東京地方検察庁 犯罪被害財産支給手続担当
電話番号 03-3592-5611（代表）内線3350、4392

【教示】

- 上記支給手続を終了する決定に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に、東京地方検察庁検事正に対して審査の申立てをすることができず（提出先は上記 4 のとおり）。
- 当該決定の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該決定の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査の申立てがされた日の翌日から起算して 3 月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 支給手続を終了する決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 当該決定の取消しの訴えは、当該決定に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国（代表者は法務大臣となります。）を被告として、東京地方裁判所に提起しなければなりません。